

事務連絡  
平成21年3月3日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

平素より、介護保険行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

現行では、ハンドル形電動車いすの利用者については、平成14年度に国土交通省が取りまとめた「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」における対応方針に基づき、補装具費支給制度によりハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給を受けた者に限り、市町村から交付された「補装具費支給決定通知書」等を鉄道事業者に提示することにより、一部の鉄道車両への乗車等が可能とされているところですが、ハンドル形電動車いすの開発及び旅客施設の整備の進展を踏まえ、平成19年度に国土交通省が開催した交通バリアフリー技術規格調査研究委員会において再度検討が行われたところ、介護保険制度の福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者についても、一部の鉄道車両への乗車等が認められることとなりました。

ハンドル形電動車いすの利用者が鉄道を利用する際の具体的な手続きについては、上記の委員会が取りまとめた報告書により定められているところですが、介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道の利用を希望する場合は、指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所等」という。）は、利用者の申請に基づき、証明書を交付する等の所要の手続きが必要となります。

つきましては、貴都道府県下の指定福祉用具貸与事業所等及び利用者に対して、別添の内容を幅広く周知徹底いただくとともに、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう特段の御配慮をお願いいたします。

